

里親、という制度があります。



特別養子縁組制度・養育家庭(里親)

様々な事情により自分の家庭で生活できない子どもたちが数多くいます。実親との関係を解消して養親が親権を持つ特別養子縁組制度と、実親から子どもを預かり育てる養育家庭(里親)があります。

東京都品川児童相談所
フォスターリング機関 六踏園

※令和8年8月から東京都大田児童相談所に変更されます。

ろくふおす

検索



特別養子縁組・養育家庭(里親)とは

様々な事情により、自分の家庭で暮らすことが難しい子どもたちが数多くいます。そんな子どもたちが、安心できる場所で成長していけるように、家庭で育てる仕組みが用意されています。

子どもとの関係を法的に結び、新しい家族として迎える特別養子縁組、そして、実親のもとに戻ることを見守りながら、一定の期間子どもを預かり育てる養育家庭(里親)があります。どちらも子どもの未来を支えるための大切な選択肢です。

	養子縁組		養育家庭(里親)
	特別養子縁組	普通養子縁組	
法的な親子関係	生みの親との親子関係は解消 	生みの親・育ての親ともに親子関係が存在 	生みの親が親であり里親と親子関係はない 
子どもの年齢	原則として15歳未満	年齢制限なし (育ての親より年上は認められない)	原則として18歳未満
関係の解消	原則離縁はできず一生親子である	離縁が可能である	途中で生みの親元へ戻るか自立する
国からの援助	0円		里親手当9万円/月+養育費

登録までの流れ

制度説明会 >> 来所面談 >> 里親研修 >> 申請 家庭調査 >> 審議・登録

興味を持った方は、まずは相談から始められます。説明会で制度の内容を知り、研修を通して子どもを迎える準備を進めます。家庭調査などを経て、準備が整ったら里親として登録となります。

お問合せ

養子縁組や養育家庭(里親)についてのご相談や説明会のお申込みは、下記までお気軽にお問合せください。制度の内容や登録までの流れなど、担当者が丁寧にご説明いたします。

電話

03-4330-7255 (フォスターリング直通)

※8月以降は03-5763-5364へお電話ください。

メール

info@f-rokutoen.com



HP